

労働安全衛生規則第四十四条第三項の規定に基づき厚生労働大臣が定める基準を定める告示の一部を改正する告示案等（概要）

1 要旨

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（平成10年法律第114号）等に基づく結核の健康診断の内容や、「労働者に対する胸部エックス線検査の対象のあり方等に関する懇談会」（安全衛生部長参集）の報告書（平成21年11月）等の内容を踏まえ、医師が必要でないと認めるときは省略することのできる健康診断項目を定める告示について改正を行うとともに、その他所要の整備を行うこととする。

2 告示案の内容

（1）定期健康診断における胸部エックス線検査及び喀痰検査の省略

以下の要件に該当する場合における健康診断項目については、医師が必要でないと認めるときは、省略することができることとする。

ア 胸部エックス線検査

40歳未満の者（20歳、25歳、30歳及び35歳の者を除く。）で、次の（ア）及び（イ）のいずれにも該当しないもの

（ア） 感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律施行令（平成10年政令第420号）第12条第1項第1号に掲げる者

※ 感染症法で結核に係る定期の健康診断の対象とされている学校、医療機関、社会福祉施設等の労働者

（イ） じん肺法（昭和35年法律第30号）第8条第1項第1号又は第3号に掲げる者

※ じん肺法で3年に1回のじん肺健康診断の対象とされている労働者

イ 喀痰検査

アに掲げる者

※ 喀痰検査とは、採取された喀痰の細菌培養や、顕微鏡検査をすることにより、感染や疾病を知るもの。（喀痰とは、気道からの分泌液を主成分とし、これに肺胞からの上皮細胞等の老廃物や、炎症・うっ血・腫瘍等で剥離した細胞や血球成分、各種の細菌・ウイルス等が含まれたもの。肺胞から気管を経て、咳とともに喀出されることが多い。）

（2）その他

その他所要の整備を行うこととする。

3 適用期日

平成22年4月1日